

津建設事務所版地域維持型工事の試行の見直しについて

・三重県津建設事務所が発注する建設工事において、津建設事務所版地域維持型工事について次のとおり見直します。

1 対象工事及び試行内容

(1)対象工事(従来どおり)

発注業種:土木一式工事
予定価格:5千万円以上7千万円未満
入札方式:一般競争入札
落札方式:総合評価方式(簡易型 B)

(2) 試行内容

総合評価方式(簡易型 B)の評価項目等を以下のとおり変更して試行します。

1)社会貢献度の評価項目

- ① 男女共同参画活動実績
- ② 障がい者雇用実績
- ③ 人権に関する取組実績
- ④ 「みえる・わかる・つながる!職業ポータルサイト」Web ページへの登録
- ⑤ 現場見学会等の開催実績
- ⑥ 不当要求防止責任者講習の受講実績
- ⑦ 職場環境づくりの実績

2)担い手確保・育成への 取組の評価基準

- ① 建設業者団体の取組実績
- ② 建設業者団体地域組織の取組実績
- ③ 建設企業の取組実績

3)配置予定技術者等の工事实績等の評価項目

若手技術者の配置

* 評価項目一覧は別添のとおりです。

2 今後の予定

令和6年6月以降公告にかかる案件から適用します。

3 発注時期

取り組みが効果的となる下半期発注案件での実施を基本とする。

津建設事務所版地域維持型工事(簡易型B)
(標準案)

別添

総合評価方式評価項目一覧 【土木一式工事】 除算方式

工事名: ○○工事

大項目	中項目	小項目	評価基準	加算点			
				配点	小項目配点	大項目配点	
地域精通度・貢献度	地域貢献度	地域維持型維持修繕業務委託(雪水業務)元請実績	有	5	5	93	
			無	0			
		地域維持型維持修繕業務委託(小規模業務)元請実績	有	5	5		
			無	0			
	公共施設美化活動実績	有	3	3			
		無	0				
		災害協定の評価	災害協定1の実績あり		9		9
	災害協定2の実績あり		3				
	実績なし		0				
	社会貢献度	社会貢献度	① 男女共同参画活動実績 ② 障がい者雇用実績 ③ 人権に関する取組実績 ④ 「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」Webページへの登録 ⑤ 現場見学会等の開催実績 ⑥ 不当要求防止責任者講習の受講実績 ⑦ 職場環境づくりの実績	左欄の①～⑦のうち、該当する項目により得られる合計点数			4
				4点	4		
				3点	3		
				2点	2		
				1点	1		
				実績(取得点)なし	0		
全て県内産を使用				(5)			
県内産資材の使用			(0)				
県内企業による施工			別紙のとおり	5	5		
				3			
		0					
企業の雇用に 関する取組	企業の雇用に 関する取組	① 建設業者団体の取組実績	取組の実績あり	2	2		
			取組の実績なし	0			
		② 建設業者団体地域組織の取組実績	取組の実績あり	1	1		
			取組の実績なし	0			
		③ 建設企業の取組実績	取組の実績あり	1	1		
			取組の実績なし	0			
企業の技術力等	工事实績	企業の工事实績	評価対象工事①の実績あり	20	20		
			評価対象工事②の実績あり	15			
			評価対象工事の実績なし	0			
	工事成績	申告工事成績点又は総合点	申告工事成績点が 85点以上 の場合	20	20		
			申告工事成績点が 75点以上 85点未満 の場合	19			
			計算式1 = (申告工事成績点 - 75点) + 10点	10			
			申告工事成績点が 75点未満 の場合	10			
			総合点が 970点以上 の場合	10			
			総合点が 840点以上 970点未満 の場合	9			
	計算式2 = (総合点 - 840) / (970 - 840) × 10	0					
	品質マネジメント	品質マネジメントシステムの認証	有	3	3		
			無	0			
労働安全衛生管理	労働安全衛生マネジメントシステムの認証	有	5	5			
		無	0				
契約件数	土木一式工事の契約件数	0件	10	10			
		1件	5				
		2件以上	0				
技術者の能力	配置予定技術者等の工事实績等	主任(監理)技術者又は現場代理人としての工事实績	評価対象工事③の実績あり	20	20		
			評価対象工事④の実績あり	15			
			評価対象工事の実績なし	0			
	配置予定技術者の資格保有状況	技術士、土木施工管理技士、建設機械施工管理技士(建設機械施工技士)、又は国土交通大臣が建設業法第15条2号のイと同等以上の能力を有するものと認定した者の資格	技術士、1級土木施工管理技士、1級建設機械施工管理技士(1級建設機械施工技士)、又は国土交通大臣が建設業法第15条2号のイと同等以上の能力を有するものと認定した者の資格保有	5	5		
			上記以外	0			
			配置予定技術者のCPD(継続学習制度)取組実績	各団体が発行するCPDの取組実績		換算後の単位数の合計が推奨単位以上	5
換算後の単位数の合計が推奨単位の1/2以上	3						
換算後の単位数の合計が推奨単位の1/2未満	0						
技術提案等(対策なし型)	特記課題	工事を行ううえでの留意点、施工計画、品質管理、周辺環境、安全管理等を記載	各項目あたりの評価基準・加算点	各項目	60 (最大20点/項目×3項目)		
			優れている	20			
			概ね優れている	15			
			良好である	10			
			概ね良好である	5			
上記以外	0						
				換算前加算点満点	183		
				加算点満点	20.00		

県外企業による一次下請負金額及び二次下請負金額の合計の割合に応じて評価します。

- ・ 工事の全てが県内企業で施工可能な場合
- ・ 工事の一部(10%未満)が県内企業では施工できない場合
- ・ 工事の一部(10%未満)が県内の特殊技術を持つ企業のみ施工可能な場合

小項目	評価基準	加算点	評価内容等
		配点	
県内企業による施工	県内企業による施工の割合 90%以上	5	<p>当該工事のうち、建設業法上の建設工事の県内企業による施工の割合により評価します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内企業とは、三重県内に「本店及び建設業法上の主たる営業所」を有する企業を指します。 ・ 元請直営施工、一次下請負及び二次下請負による施工を評価の対象とします。 <p>県内企業による施工の割合 = $\frac{[\text{契約金額(最終)} - \{\text{県外一次下請金額(最終)} + \text{県外二次下請金額(最終)}\}]}{\text{契約金額(最終)}}$</p> <p>なお、元請が県外企業の場合は次の式とします。</p> <p>県内企業による施工の割合 = $\frac{[\text{一次下請契約金額(最終)} - \{\text{県外一次下請金額(最終)} + \text{県外二次下請金額(最終)}\}]}{\text{一次下請契約金額(最終)}}$</p> <p>当該工事を契約後、「建設工事請負契約書の特約事項」に基づき履行を確認します。</p>
	県内企業による施工の割合 70%以上	3	
	上記以外	0	

- ・ 工事の一部(30%未満)が県内企業では施工できない場合
- ・ 工事の一部(30%未満)が県内の特殊技術を持つ企業のみ施工可能な場合

小項目	評価基準	加算点	評価内容等
		配点	
県内企業による施工	県内企業による施工の割合 70%以上	5	<p>当該工事のうち、建設業法上の建設工事の県内企業による施工の割合により評価します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内企業とは、三重県内に「本店及び建設業法上の主たる営業所」を有する企業を指します。 ・ 元請直営施工、一次下請負及び二次下請負による施工を評価の対象とします。 <p>県内企業による施工の割合 = $\frac{[\text{契約金額(最終)} - \{\text{県外一次下請金額(最終)} + \text{県外二次下請金額(最終)}\}]}{\text{契約金額(最終)}}$</p> <p>なお、元請が県外企業の場合は次の式とします。</p> <p>県内企業による施工の割合 = $\frac{[\text{一次下請契約金額(最終)} - \{\text{県外一次下請金額(最終)} + \text{県外二次下請金額(最終)}\}]}{\text{一次下請契約金額(最終)}}$</p> <p>当該工事を契約後、「建設工事請負契約書の特約事項」に基づき履行を確認します。</p>
	県内企業による施工の割合 50%以上	3	
	上記以外	0	

- ・ 工事の一部(30%以上)が県内企業では施工できない場合
- ・ 工事の一部(30%以上)が県内の特殊技術を持つ企業のみ施工可能な場合

小項目	評価基準	加算点	評価内容等
		配点	
県内企業による施工	(項目設定しない)		